

港長公示第 5-15 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 5 年 3 月 8 日

京 浜 港 長（公印省略）

京浜港川崎区第 2 区東扇島沖における航泊の禁止について

京浜港川崎区東扇島沖（KK 1 錨地及び K 2 錨地付近）において土砂投入工事が実施されることに伴い、船舶交通の安全のため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、海難を避けようとするとき、運転の自由を失ったとき、人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき、その他港長の許可を受けた船舶はこの限りではない。

記

1 期 間

令和 5 年 3 月 15 日から当分の間

2 区 域（別図参照）

次の各地点により囲まれた海域

（世界測地系）

イ 北緯 35 度 29 分 21 秒、東経 139 度 46 分 21 秒

ロ 北緯 35 度 28 分 59 秒、東経 139 度 46 分 36 秒

ハ 北緯 35 度 28 分 45 秒、東経 139 度 46 分 05 秒

ニ 北緯 35 度 29 分 07 秒、東経 139 度 45 分 50 秒

3 標 識（別図参照）

上記 2 の区域には黄色灯付灯浮標が設置される。

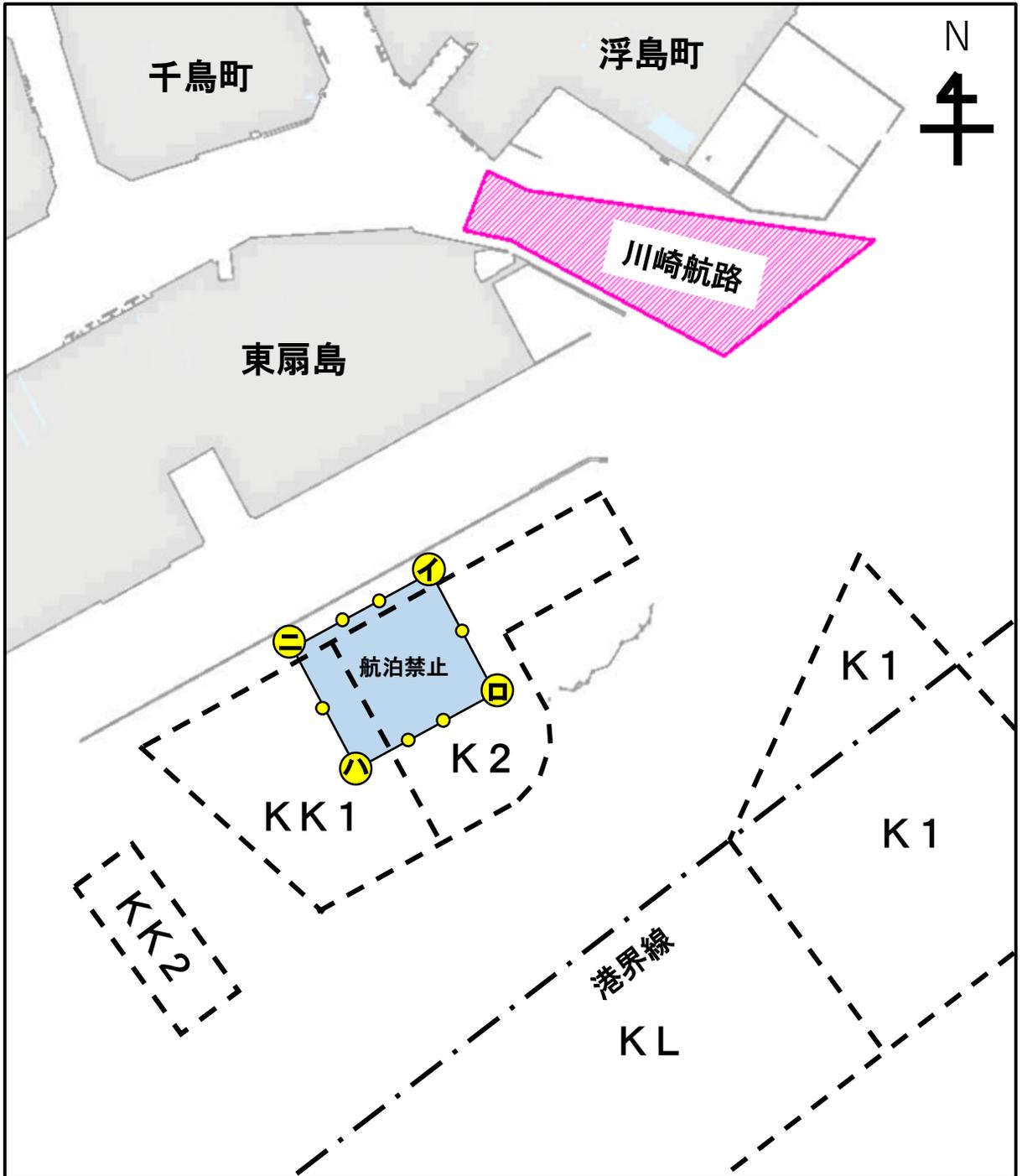
標体塗色：黄色 頭標：X 形 1 個

灯質：4 秒 1 閃光 灯色：黄色

4 備 考

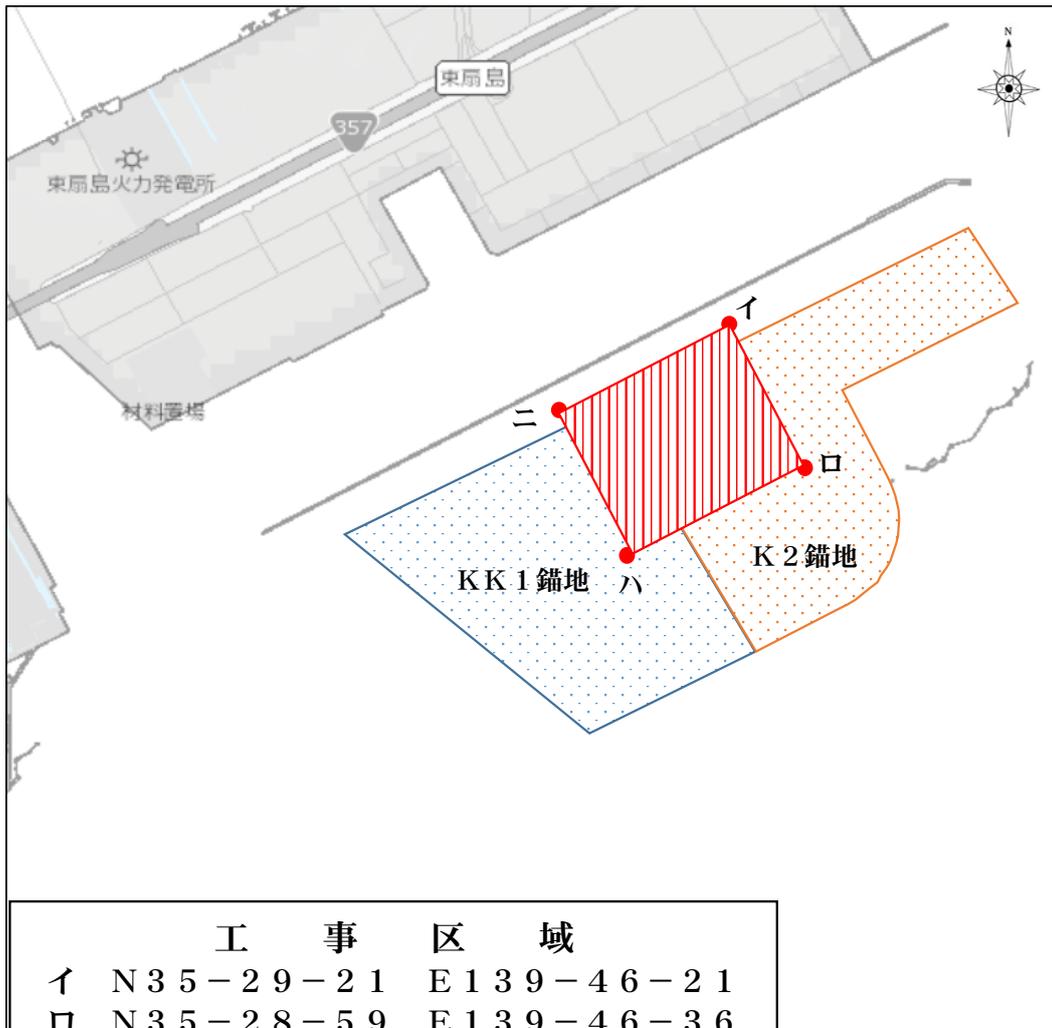
工事区域周辺には警戒船が昼夜間配備される。

警戒船は「警戒船」の看板を掲げ、夜間は青色閃光灯を点灯する。



■ 航泊禁止区域  
● 黄色灯火

┌──┐ 錨地  
■ 航路



工 事 区 域			
イ	N 3 5 - 2 9 - 2 1	E 1 3 9 - 4 6 - 2 1	
ロ	N 3 5 - 2 8 - 5 9	E 1 3 9 - 4 6 - 3 6	
ハ	N 3 5 - 2 8 - 4 5	E 1 3 9 - 4 6 - 0 5	
ニ	N 3 5 - 2 9 - 0 7	E 1 3 9 - 4 5 - 5 0	

<使用制限内容>  
 K 2 錨地の停泊可能隻数 5 隻のところを 3 隻に、KK 1 錨地の停泊可能隻数 9 隻のところを 7 隻に制限して運用します。

<使用制限予定期間>  
令和 5 年 3 月 1 5 日 ~ 当分の間  
 ※ 作業の進捗状況により、変更されることがあります。

お問合せ先  
 横浜海上保安部 航行安全課 第一海務係  
 〒 2 3 1 - 0 0 0 1 横浜市中区新港1丁目 2 - 1  
 TEL 0 4 5 - 2 0 1 - 8 1 8 0